

令和4年度

当初予算案等説明資料（その2）

2. 保健医療局所管条例案	ページ
議案第52号 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例案	1
議案第56号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	2
議案第77号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	16
3. 組織編成案	20

保健福祉局

2. 保健医療局所管条例案

議案第 52 号

福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

高額療養費貸付事業の貸付対象者数の減少等に伴い、福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和 53 年福岡市条例第 59 号）の一部を改正するもの。

2 改正内容

医療機関において、自己負担限度額を超える高額な医療費に係る一部負担金の支払いが困難な被保険者に対して高額療養費支給見込額を限度とした貸付事業を、昭和 54 年 1 月から当該基金を活用し行ってきた。

平成 19 年度から入院療養に、24 年度から外来診療に対して、医療機関等での一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証制度が開始されて以降、当該貸付の実績が大幅に減少してきたことから、利用実績を踏まえ、当該基金の額 6,500 万円を 3,500 万円に改める。

【参考】医療費の内訳

一部負担金（2割又は3割）		医療費（10割）
(A) 自己負担 限度額	(B) 高額療養費 (貸付対象) ※申請により後日支給	療養給付費 (保険者負担)

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
第 2 条 基金の額は、 <u>6,500 万円</u> とする。 (以下略)	第 2 条 基金の額は、 <u>3,500 万円</u> とする。 (以下略)

議案第 56 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、福岡市国民健康保険条例の規定の整備を行う必要があるによる。

2 改正内容

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料額に 10 分の 5 を乗じて得た額を軽減する措置が講じられることになったことから、規定の追加を行うもの。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

この条例による改正後の条例の規定は、令和 4 年度分の保険料から適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第10条の 2 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第10条の 3 保険料の賦課額のうち一般被 保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退 職被保険者等(以下「退職被保険者等」と いう。)以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額(第18条の 2 _____ _____の規定により基礎賦課額を減額す る場合にあつては、その減額する額及び第 21条の規定により保険料を減免する場合 にあつては、その減免する額(基礎賦課額 に係るものに限る。)を含む。以下同じ。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準 として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合	第 1 条～第10条の 2 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第10条の 3 保険料の賦課額のうち一般被 保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退 職被保険者等(以下「退職被保険者等」と いう。)以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額(第18条の 2 <u>及び第18</u> <u>条の 4</u> の規定により基礎賦課額を減額す る場合にあつては、その減額する額及び第 21条の規定により保険料を減免する場合 にあつては、その減免する額(基礎賦課額 に係るものに限る。)を含む。以下同じ。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準 として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合

算額

ア・イ (略)

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ・カ (略)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第11条～第14条の5 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額及び第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額(後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。))を含む。以下同じ。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ

算額

ア・イ (略)

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ・カ (略)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第11条～第14条の5 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条の2及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額及び第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額(後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。))を含む。以下同じ。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ

る額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 _____ の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の5の3～第16条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 前各項に規定する納付義務者に係る保険料の納期及び各納期の納付額については、前条の規定に準じて市長が定める。

第18条 (略)

(_____ 保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額の合計額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。)現在においてその世帯

る額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の5の3～第16条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定する納付義務者に係る保険料の納期及び各納期の納付額については、前条の規定に準じて市長が定める。

第18条 (略)

(低所得者に係る保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。)現在においてその世帯

に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をい

に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をい

う。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

う。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第5項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第5項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数

が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

イ (略)

- 2 前項各号のア及びイに規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項各号のア及びイに規定する額を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「63万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この

が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ (略)

- 2 前項各号ア 及びイに掲げる 額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項各号ア 及びイに掲げる 額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項 又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「63万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この

場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「63万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第18条の3 (略)

場合において、第1項中「第11条第1項」又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「63万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第18条の3 (略)

(未就学児に係る被保険者均等割額の減額)

第18条の4 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) アに掲げる額からイに掲げる額を減額して得た額

ア 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する納付義務者に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて

第19条～第19条の3 (略)
(徴収猶予)

第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつてその納付することができないと認められる金額を限度として6箇月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は分割徴収の方法によることを妨げない。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があつたとき。

2 (略)

第21条～第23条 (略)
(罰則)

第24条 (略)

2・3 (略)

4 前各項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、

得た額

3 第1項第2号並びに前項第1号イ及び第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4 市長は、第1項第2号及び第2項第2号に掲げる額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項又は第14条の5の8」と、同号イ中「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第19条～第19条の3 (略)
(徴収猶予)

第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつてその納付することができないと認められる金額を限度として6箇月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は分割徴収の方法によることを妨げない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があつたとき。

2 (略)

第21条～第23条 (略)
(罰則)

第24条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、

その発付の日から起算して15日以内とする。
(以下略)

その発付の日から起算して15日以内とする。
(以下略)

参考資料

国民健康保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準) 第二十九条の七（略）</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>法第八十一条の二第四項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>(4) <u>法第八十一条の二第九項第二号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準) 第二十九条の七（略）</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該基礎賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>法第八十一条の二第五項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>(4) <u>法第八十一条の二第十項第二号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用</p>

の額

(5)・(6) (略)

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

(1)～(3) (略)

(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項_____の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

の額

(5)・(6) (略)

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

(1)～(3) (略)

(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

議案第 77 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、福岡市国民健康保険条例の規定の整備を行う必要があるによる。

2 改正内容

保険料の賦課限度額について、基礎賦課額（医療給付費分）を現行の 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等分を現行の 19 万円から 20 万円に引き上げる国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を国の定める上限と同額に改正するもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	4年度(案)	3年度	増減
医療給付費分	650,000	630,000	20,000
後期高齢者支援金等分	200,000	190,000	10,000
介護納付金分	170,000	170,000	0
合計	1,020,000	990,000	30,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 適用区分

この条例による改正後の条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第14条の4の2 (略) (基礎賦課限度額)	第1条～第14条の4の2 (略) (基礎賦課限度額)
第14条の5 第11条第1項又は第14条の2 第1項の基礎賦課額（一般被保険者と退職 被保険者等が同一世帯に属する場合には、 第11条第1項の基礎賦課額と第14条の2 第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第	第14条の5 第11条第1項又は第14条の2 第1項の基礎賦課額（一般被保険者と退職 被保険者等が同一世帯に属する場合には、 第11条第1項の基礎賦課額と第14条の2 第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第

17条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項において同じ。)が63万円を超える場合においては、当該賦課額は、63万円とする。

第14条の5の2～第14条の5の9 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。)が19万円を超える場合においては、当該賦課額は、19万円とする。

第14条の6～第18条 (略)

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額の合計額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「63万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とある

17条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項において同じ。)が65万円を超える場合においては、当該賦課額は、65万円とする。

第14条の5の2～第14条の5の9 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。)が20万円を超える場合においては、当該賦課額は、20万円とする。

第14条の6～第18条 (略)

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額の合計額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条第1項又は第14条の2第1項」とある

のは「第14条の7第1項」と、「63万円」
とあるのは「17万円」と読み替えるものと
する。

(以下略)

のは「第14条の7第1項」と、「65万円」
とあるのは「17万円」と読み替えるものと
する。

(以下略)

参考資料

国民健康保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十三万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>十九万円</u>を超えることができないものであること。</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第三号の基礎賦課額は、<u>六十五万円</u>を超えることができないものであること。</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十万円</u>を超えることができないものであること。</p>

3. 組織編成案

【凡例】 福祉局 保健医療局 新設 変更

現 行 (令和3年度)	編 成 案 (令和4年度)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 保健福祉局 理事 381 </div> <ul style="list-style-type: none"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総務企画部 34 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 12 政策推進課 7 課長※健康先進都市推進 4 地域福祉課 10 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 生活福祉部 60 <ul style="list-style-type: none"> 保護課 14 生活自立支援課 6 保険年金課 23 保険医療課 16 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 健康医療部 59 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療課 13 保健予防課 15 健康増進課 15 口腔保健支援センター 2 医療事業課 4 精神保健福祉センター 9 副所長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 部長※新型コロナウイルス感染症対策 24 <ul style="list-style-type: none"> 課長※新型コロナウイルス感染症対策 6 課長※新型コロナウイルス感染症対策 7 課長※新型コロナウイルス感染症対策 5 課長※新型コロナウイルス感染症対策 5 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 部長※新型コロナウイルスワクチン接種 10 <ul style="list-style-type: none"> 課長※新型コロナウイルスワクチン接種 4 課長※新型コロナウイルスワクチン接種 5 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 高齢社会部 85 <ul style="list-style-type: none"> 高齢社会政策課 9 地域包括ケア推進課 11 介護保険課 20 高齢福祉課 12 認知症支援課 6 事業者指導課 26 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 障がい者部 47 <ul style="list-style-type: none"> 障がい企画課 15 障がい者支援課 9 障がい福祉課 15 障がい者更生相談所 7 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 生活衛生部 60 <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生課 10 食品安全推進課 7 動物愛護管理センター 17 食肉衛生検査所 15 食品衛生検査所 10 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 環境局 保健環境研究所 43 <ul style="list-style-type: none"> 環境科学課 21 保健科学課 22 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 福祉局 理事 186 </div> <ul style="list-style-type: none"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総務企画部 20 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 9 政策推進課 7 福岡100推進課 3 課長※福岡100推進 - </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 生活福祉部 32 <ul style="list-style-type: none"> 保護課 14 生活自立支援課 5 課長※臨時特別給付金 3 地域福祉課 10 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 高齢社会部 86 <ul style="list-style-type: none"> 高齢社会政策課 9 地域包括ケア推進課 11 介護保険課 20 高齢福祉課 12 認知症支援課 7 事業者指導課 26 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 障がい者部 47 <ul style="list-style-type: none"> 障がい企画課 16 障がい者支援課 8 障がい福祉課 15 障がい者更生相談所 7 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保健医療局 理事 241 </div> <ul style="list-style-type: none"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 総務部 48 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 8 保険年金課 23 保険医療課 16 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 健康医療部 57 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療課 13 保健予防課 15 健康増進課 13 口腔保健支援センター 2 医療事業課 4 精神保健福祉センター 9 副所長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 部長※新型コロナウイルス感染症対策 29 <ul style="list-style-type: none"> 課長※新型コロナウイルス感染症対策 8 課長※新型コロナウイルス感染症対策 11 課長※新型コロナウイルス感染症対策 5 課長※新型コロナウイルス感染症対策 5 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 部長※新型コロナウイルスワクチン接種 10 <ul style="list-style-type: none"> 課長※新型コロナウイルスワクチン接種 4 課長※新型コロナウイルスワクチン接種 5 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 生活衛生部 59 <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生課 10 食品安全推進課 7 動物愛護管理センター 16 食肉衛生検査所 15 食品衛生検査所 10 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 保健環境研究所 36 <ul style="list-style-type: none"> 保健科学課 22 環境科学課 13 </div>